

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 株式会社今西住設ガスセンター  
 住所 奈良市此瀬町353番地  
 代表者氏名 フリガナ タカヒコ 代表取締役 今西 隆彦  
 電話番号 0742-81-0022  
 FAX番号 0742-81-0023  
 メールアドレス jyuusetu@kcn.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所 奈良市此瀬町353番地

代表者氏名 株式会社今西住設ガスセンター  
代表取締役 今西 隆彦



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏名	フリガナ
代取締役 今西 隆彦	イマニシ タカヒコ
取締役 今西 智子	イマニシ トモコ
取締役 今西 伸彦	イマニシ ノブヒコ
監査役 川崎 加代子	カワサキ カヨコ
事業の範囲	管工事業・水道施設工事業・土木工事業 しゅんせつ工事業他
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 今西住設ガスセンター
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 630-2177        住所 奈良市此瀬町353番地</p> <p>電話番号 0742-81-0022        FAX番号 0742-81-0023        メールアドレス jyuusetu@kcn.jp</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
 今西 隆彦 今西 智子 大東 建之	第 39031 号 第 266012 号 第 183689 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

## 別表（水道法施行規則第18条関係）

## 機械器具調書

令和 年 月 日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	チップソーカッター	新ダイワLA305	1	
	超硬カッター	REX TC-80	1	
	エンジンカッター	パートナー K1250	1	
管の加工用の機械器具	金切りのこ やすり	固定式鋸弦	4	
	パイプねじ切り器	REX NS80AIII	1	
	パイプねじ切り器	REX NS25AIII	1	
管の接合用の機械器具	トーチランフ <sup>°</sup>	ガソリン	1	
	トーチランフ <sup>°</sup>	ガス	2	
	ハイレンチ	250~900mm	30	
	チーンレンチ		1	
	モンキーレンチ	150~450mm	20	
水圧テストポンプ	手動テスター	キヨーワ T-50KP	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

### 申請者

氏名又は名称 株式会社 今西住設ガスセンター

住 所 奈良市此瀬町353番地

代表者氏名 代表取締役 今西 隆彦



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良市此瀬町 353 番地  
株式会社今西住設ガスセンター

会社法人等番号	1500-01-000228
商 号	株式会社今西住設ガスセンター
本 店	<p>奈良市此瀬町 355 番地</p> <p>奈良市此瀬町 353 番地</p>
	----- 平成 24 年 2 月 27 日更正
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成 1 年 4 月 1 日
目的	<p>1 プロパンガス及びガス器具の販売</p> <p>2 ガスの配管工事、給排水の配管工事、冷暖房設備工事及び衛生設備工事の設計及び施工</p> <p>3 電気通信工事及び電話通信工事の請負及び施工</p> <p>4 家庭用電気機械器具の販売</p> <p>5 建築関連設備器具の販売及び修理</p> <p>6 土木建築工事の設計施工監理及び請負</p> <p>7 不動産の売買、仲介、賃貸借及び管理</p> <p>8 食堂、喫茶店の経営</p> <p>9 ガソリンスタンドの経営</p> <p>10 上記各号に附帯する一切の事業</p>
	<p>1 プロパンガス及びガス器具の販売</p> <p>2 ガスの配管工事、給排水の配管工事、冷暖房設備工事及び衛生設備工事の設計及び施工</p> <p>3 電気通信工事及び電話通信工事の請負及び施工</p> <p>4 家庭用電気機械器具の販売</p> <p>5 建築関連設備器具の販売及び修理</p> <p>6 土木建築工事の設計、施工、監理及び請負</p> <p>7 不動産の売買、仲介、賃貸借及び管理</p> <p>8 食堂、喫茶店の経営</p> <p>9 ガソリンスタンドの経営</p> <p>10 介護機器、介護用品、特定福祉用具の販売事業</p> <p>11 介護保険法による福祉用具貸与の居宅サービス事業</p> <p>12 介護保険法による介護予防福祉用具貸与の介護予防サービス事業</p> <p>13 上記各号に附帯する一切の事業</p>
	平成 30 年 8 月 21 日変更      平成 30 年 8 月 27 日登記
発行可能株式総数	640 株

奈良市此瀬町353番地  
株式会社今西住設ガスセンター

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年5月1日登記
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	<u>取締役</u> 今西 隆彦	平成28年 5月26日重任 ----- 平成28年 5月30日登記
	<u>取締役</u> 今西 隆彦	平成30年 5月24日重任 ----- 平成30年 5月28日登記
	<u>取締役</u> 今西 隆彦	令和2年 6月 2日重任 ----- 令和2年 6月 3日登記
	<u>取締役</u> 今西 智子	平成28年 5月26日重任 ----- 平成28年 5月30日登記
	<u>取締役</u> 今西 智子	平成30年 5月24日重任 ----- 平成30年 5月28日登記
	<u>取締役</u> 今西 智子	令和2年 6月 2日重任 ----- 令和2年 6月 3日登記
	<u>取締役</u> 今西 伸彦	平成28年 5月26日重任 ----- 平成28年 5月30日登記
	<u>取締役</u> 今西 伸彦	平成30年 5月24日重任 ----- 平成30年 5月28日登記
	<u>取締役</u> 今西 伸彦	令和2年 6月 2日重任 ----- 令和2年 6月 3日登記

奈良市此瀬町353番地  
株式会社今西住設ガスセンター

	奈良市此瀬町355番地 <u>代表取締役</u> 今西 隆彦	平成28年 5月26日重任 ----- 平成28年 5月30日登記
	奈良市此瀬町355番地 <u>代表取締役</u> 今西 隆彦	平成30年 5月24日重任 ----- 平成30年 5月28日登記
	奈良市此瀬町355番地 <u>代表取締役</u> 今西 隆彦	令和2年 6月 2日重任 ----- 令和2年 6月 3日登記
	<u>監査役</u> 川崎 加代子	平成28年 5月26日重任 ----- 平成28年 5月30日登記
	<u>監査役</u> 川崎 加代子	令和2年 6月 2日重任 ----- 令和2年 6月 3日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 平成28年 5月30日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 7月25日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和2年 8月14日  
奈良地方法務局  
登記官

南 英 樹



株式会社今西住設ガスセンター

定款

令和2年8月17日

# 定 款

第1章

総

則

## (商号)

第 1条 当会社は、株式会社今西住設ガスセンターと称する。

## (目的)

第 2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. プロパンガス及びガス器具の販売
2. ガスの配管工事、給排水の配管工事、冷暖房設備工事及び衛生設備工事の設計及び施工
3. 電気通信工事及び電話通信工事の請負及び施工
4. 家庭用電気機械器具の販売
5. 建築関連設備器具の販売及び修理
6. 土木建築工事の設計施工監理及び請負
7. 不動産の売買、仲介、賃貸借及び管理
8. 食堂、喫茶店の経営
9. ガソリンスタンドの経営
10. 介護機器、介護用品、特定福祉用具の販売事業
11. 介護保険法による福祉用具貸与の居宅サービス事業
12. 介護保険法による介護予防福祉用具貸与の介護予防サービス事業
13. 上記各号に附帯する一切の事業

## (本店の所在地)

第 3条 当社は、本店を奈良市に置く。

## (公告の方法)

第 4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株式

### (発行する株式の総数)

第 5 条 当会社の発行する株式の総数は 200 株とし、その株式はすべて額面株式とする。

### (額面株式 1 株の金額)

第 6 条 当会社の発行する額面株式 1 株の金額は、5 万円とする。

### (株式の記名式及び株券の種類)

第 7 条 当会社の株式は、すべて記名式とし、1 株券、5 株券、10 株券、50 株券、100 株券の 5 種類とする。

### (株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

### (名義書換)

第 9 条 株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

1. 譲渡による株式の取得の場合には、株券
2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

### (質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

- 第11条 株券の分割、合併、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名捺印し、これに株券を添えて提出しなければならない。
- ②株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

- 第12条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

- 第13条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。
- ②前項のほか、株主又は質権者として権利行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

- 第14条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。
- 届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

## 第3章 株主総会

第15条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

### (議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

### (決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

## 第4章 取締役、監査役、取締役会及び代表取締役

### (取締役及び監査役の員数)

第18条 当会社の取締役は3名以上6名以内とし、監査役は2名以内とする。

### (取締役及び監査役の選任の方法)

第19条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

②取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第20条 取締役及び監査役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- ③任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ②取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第22条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第23条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。  
取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(役員報酬)

第24条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 計 算

第25条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄の年1期とする。

(利益配当)

第26条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

②利益配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

以上 株式会社今西住設ガスセンター の現行定款に相違ありません。



第三九〇二一号

給水装置事務技術者免状  
条件付

本籍 奈良県

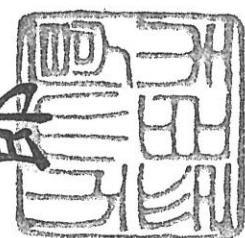
氏名 今西 隆彦

昭和二十四年十月九日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の  
規定により給水装置事務技術者  
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



第二六六〇一二号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

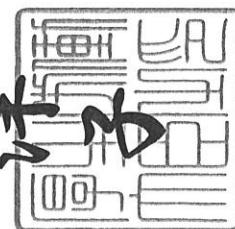
氏名 今西智子

昭和五十一年六月十九日生

水道法(昭和二年法律第七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成二十四年二月二十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子



第一八三六八九号

給水装置事務技術者免状

本籍 奈良県

氏名 大東建之

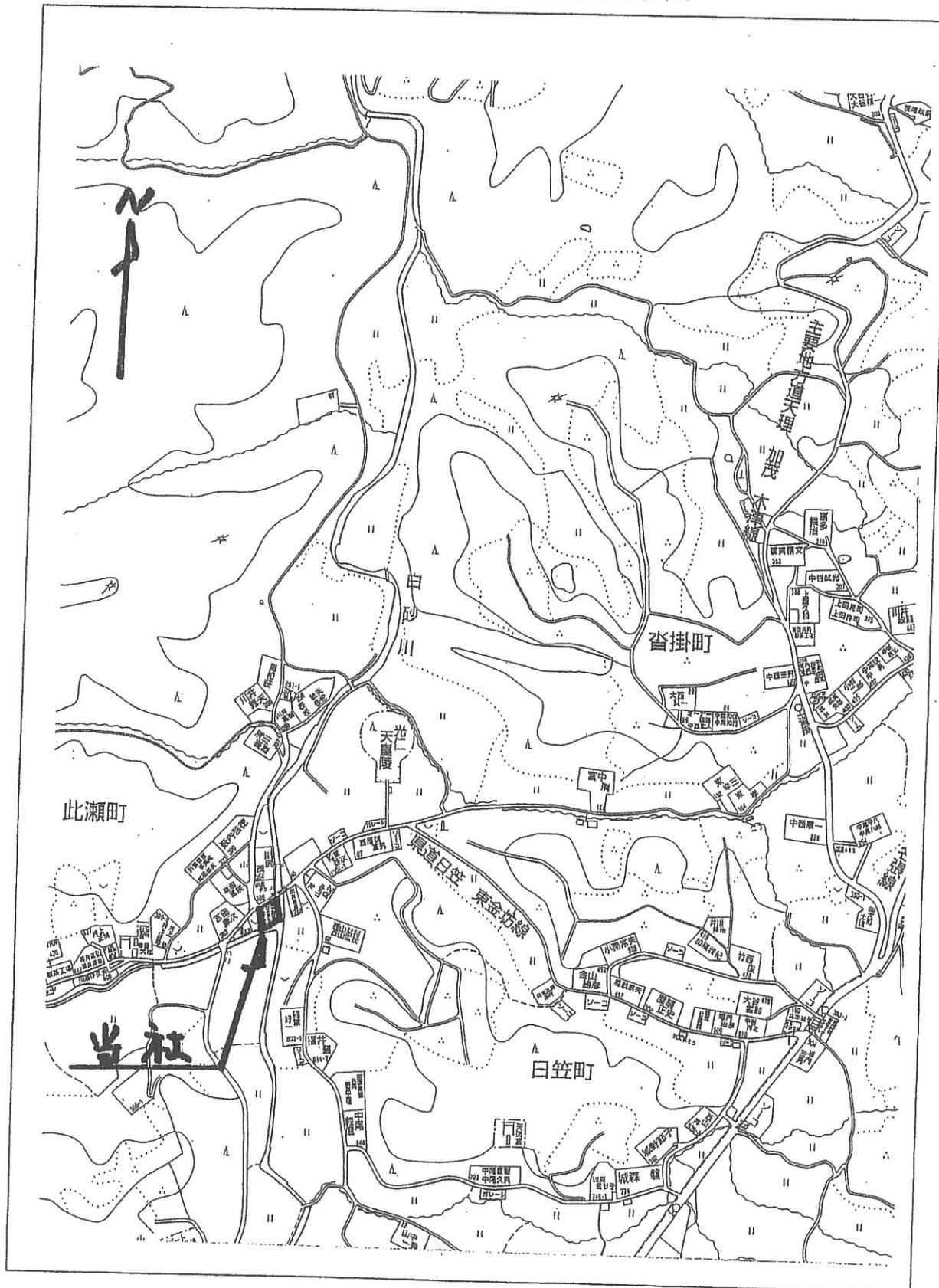
昭和四十九年二月十一日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の  
規定により給水装置事務技術者  
技術者免状を交付する。

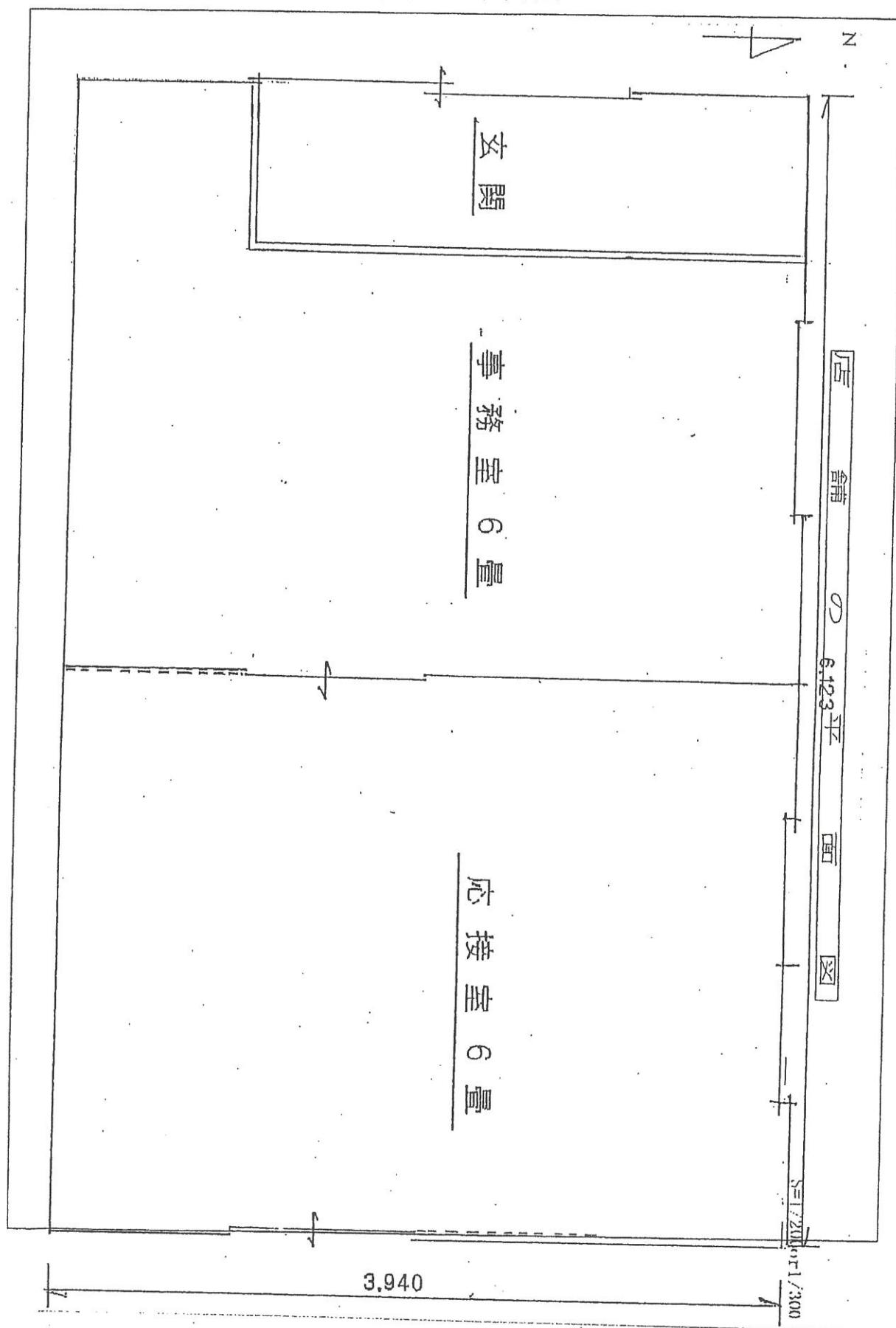
平成十二年三月九日

厚生大臣 丹羽雄哉

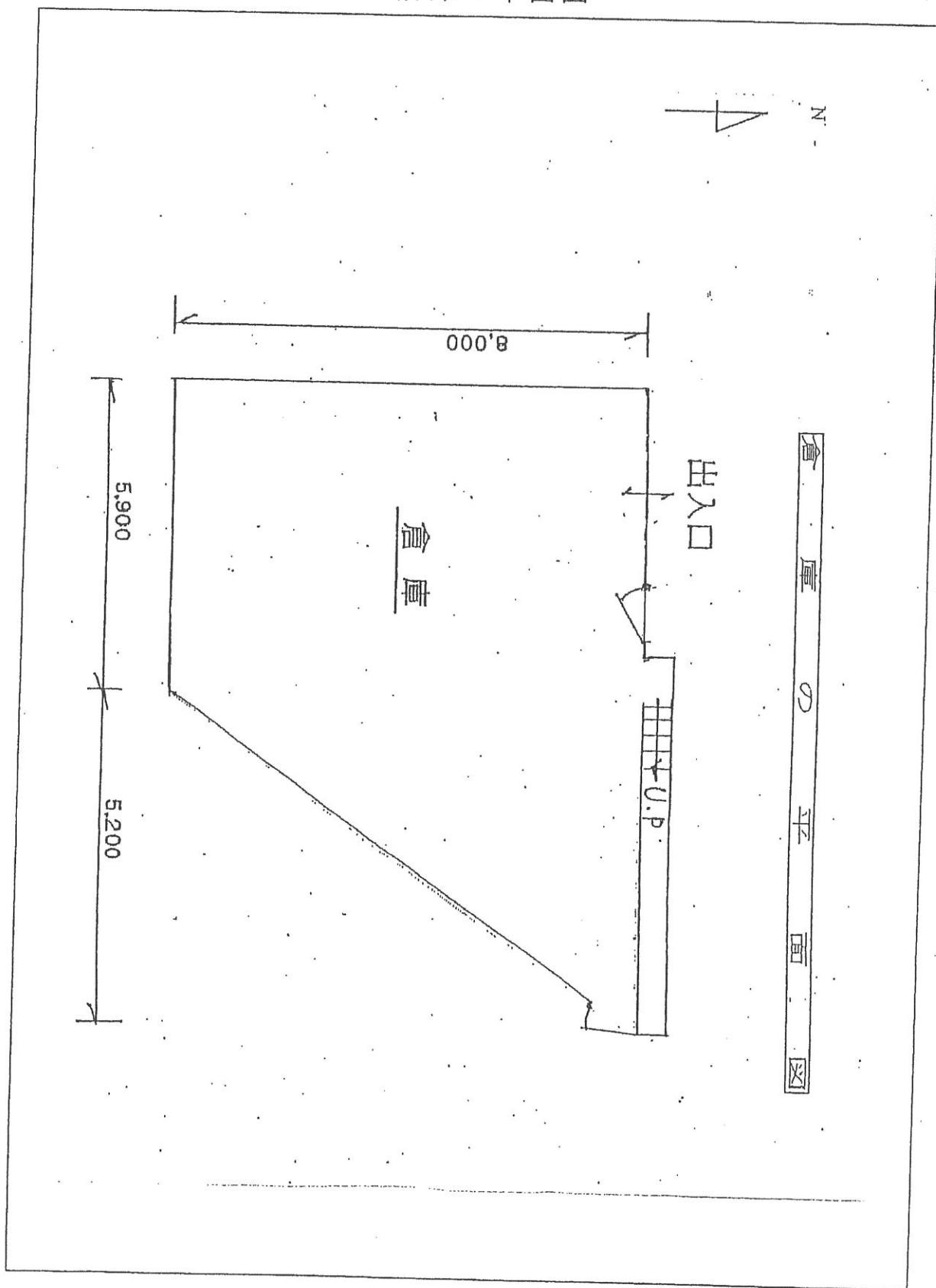
## 店舗及び倉庫の付近見取図



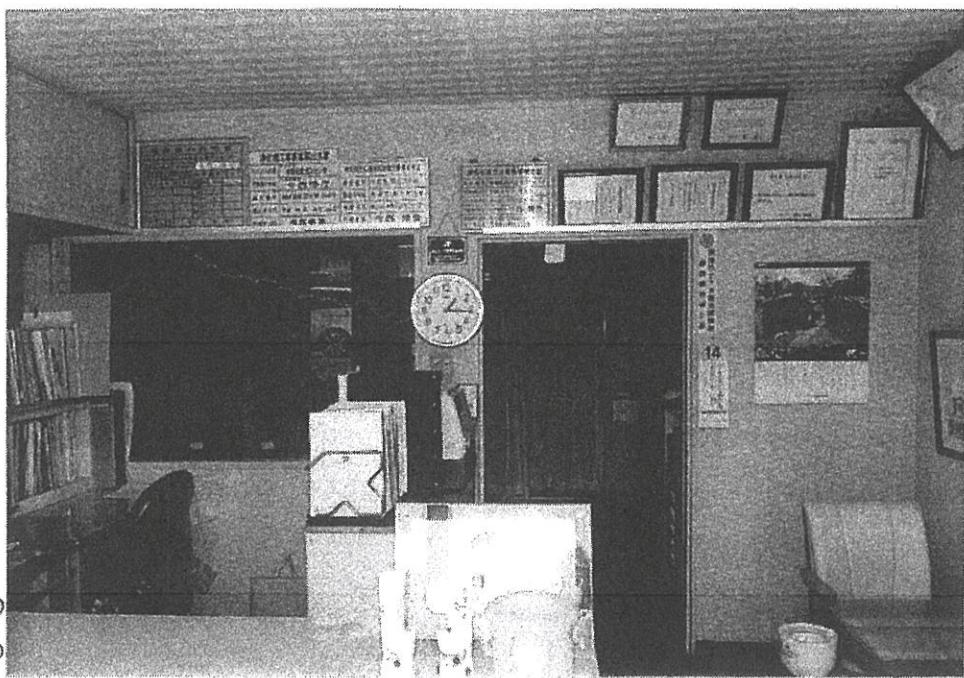
店舗の平面図



倉庫の平面図



## 店舗の写真

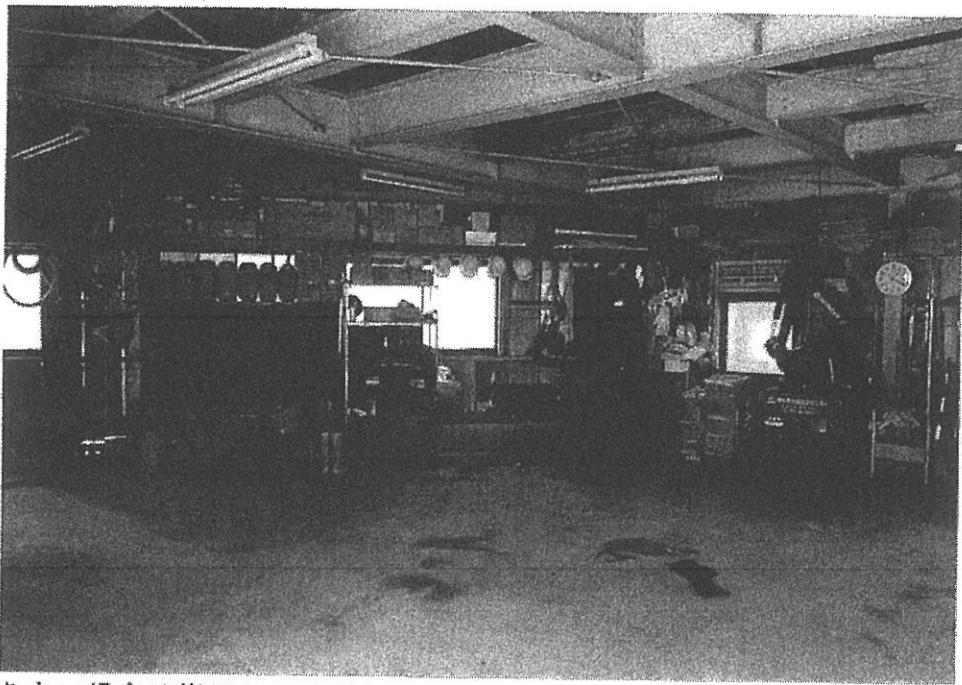


### 撮影箇所

1. 店舗の
2. 店舗の

※台紙が足りない場合は複写してください。

## 倉庫の写真



撮影箇所

1. 倉庫の
2. 倉庫の

※台紙が足りない場合は複写してください。



## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

申請者

氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

令和二年 月 日

カナシスガイシメ イズニシジュウセッガスセンタ-

株式会社今西佐藤ガスセンター

奈良市此根町55番地

イズニシジュウセッガスセンター

代表取締役 今西隆彦

印

0742-81-0022

0742-81-0023

jyuuusetu@kcn.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 今西住設ガスセンター  
住 所 奈良市此瀬町山下  
代表者氏名 代表取締役 今西隆彦

選 任

の届出  
解 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 今西住設ガスセンター	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
今西 隆彦	オ 29001号	
今西 智子	オ 266012号	
大東 建之	オ 183689号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三九〇三一号

給水装置事業技術者免狀

本籍 奈良県

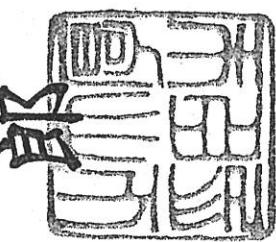
氏名 今西 隆彦

昭和二十四年十月九日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の  
規定により給水装置事業技術者  
技術者免狀を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



第一六六〇一二号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

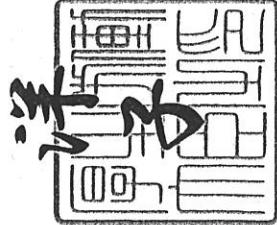
氏名 今西智子

昭和五十一年六月十九日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成二十四年一月二十九日

厚生労働大臣 小宮山



第一八三六八九号

給水装置事務技術者免状

本籍 奈良県

氏名 大東建之

昭和四十九年二月十一日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置事務  
技術者免状を交付する。

平成十二年三月九日

厚生大臣 丹羽雄哉